又は要件に照らして適正なものであることについて確認することをいう。）を行う機関に関する基準又はこれに類する基準として経済産業省令で定める基準に適合すると認められるものであること。

(2)　確認業務を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として経済産業省令で定めるものが確認を行うこと。

(3)　確認業務を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

(4)　確認業務の公正な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合する体制が整備されていること。（第六〇条第一項関係）

㈢　確認の義務

(1)　登録確認機関は、確認業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならないこととした。（第六二条第一項関係）

(2)　登録確認機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により確認業務を行わなければならないこととした。（第六二条第二項関係）

(3)　登録確認機関は、確認業務を行うときは、㈡の(2)に規定する者に確認業務を実施させなければならないこととした。（第六二条第三項関係）

㈣　業務規程

(1)　登録確認機関は、確認業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、確認業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第六四条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の規定による届出のあった業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができることとした。（第六四条第三項関係）

㈤　経済産業大臣による確認業務の実施

経済産業大臣は、登録を受ける者がいないとき等その他必要があると認めるときは、当該確認業務の全部又は一部を自ら行うことができることとした。（第七一条第一項関係）

5　雑則

㈠　脱炭素成長型投資事業者は、毎年度、主務省令で定める基準に従い、その事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の削減に関する目標その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画を作成し、経済産業大臣及び当該脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業所管大臣に提出しなければならないこととした。（第七三条第一項関係）

㈡　経済産業大臣は、機構に、3の㈢の(4)の規定による法人等保有口座の開設等に関する業務等を行わせることとした。（第七四条関係）

6　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

㈠　業務の範囲

(1)　脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下この6において「機構」という。）は、推進法第七七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を新たに行うこととした。

イ　法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務（第一一一条第一項第四号関係）

ロ　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務（第一一一条第一項第五号関係）

ハ　脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（以下「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務

(イ)　排出枠取引を行うための市場の設置及び運営

(ロ)　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供（第一一一条第一項第六号関係）

ニ　脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務（第一一一条第一項第七号関係）

ホ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務（第一一一条第一項第九号関係）

(2)　機構は、推進法第一一一条第一項各号に掲げる業務のほか、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資するため、二の4の㈡に規定する助言を行うことができることとした。（第一一一条第二項関係）

㈡　機構が従うべき排出枠取引機会提供実施基準

経済産業大臣は、機構が㈠の(1)のハに掲げる業務を実施する際に従うべき基準を定めることとした。（第一一四条第一項関係）

㈢　機構が従うべき調整実施基準

経済産業大臣は、㈠の(1)のニに掲げる業務の実施に当たって機構が従うべき基準（以下「調整実施基準」という。）を定めることとした。（第一一五条第一項関係）

㈣　調整基準取引価格

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、脱炭素成長型投資事業者排出枠につき、調整基準取引価格を定めなければならないこととした。（第一一六条第一項関係）

㈤　脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れの決定

(1)　機構は、売買取引の価格の平均額として経済産業省令で定める方法により算出される額が調整基準取引価格を下回る場合には、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れることができることとした。（第一一七条第一項関係）

(2)　機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるときは、あらかじめ、調整実施基準に従って、脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入量を決定しなければならないこととした。（第一一七条第二項関係）

(3)　機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。（第一一七条第三項関係）

(4)　機構は、調整実施基準に従い、(1)の規定により買い入れた脱炭素成長型投資事業者排出枠を脱炭素成長型投資事業者に対し、売り渡すこととした。（第一一七条第四項関係）

㈥　交付金

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、推進法第一一一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務に要する費用に相当する金額を交付することとした。（第一二七条関係）

7　罰則

罰則について所要の改正を行うこととした。（第一四一条～第一四八条関係）

8　その他

その他所要の改正を行うこととした。

二　資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正関係

1　目的

この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、